

答 申 情 第 6 2 号

平成 2 9 年 1 月 3 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 8 年 9 月 5 日付け行人人第 2 6 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

担当課長●●氏の退職の理由が分かる文書の非公開決定事案についての審査請求に対する
裁決 (諮問情第 9 5 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年8月2日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成□□年度当時○○局**課担当課長の職にあった●●氏の退職の理由がわかる文書」の公開を請求をした（以下「本件請求」という。）。
- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書として「平成□□年度退職者台帳」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成28年8月12日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

本件公文書は、退職した公務員の身分にかかわるものとして人事管理上保有されているものであって、職員の退職理由や退職区分等のほか、住所、生年月日、退職金の額など、公務員の職務遂行に直接関連しない、職員個人の私生活に関わる情報が記載されており、公開することで、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、平成28年8月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

公文書非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、退職した公務員の身分にかかわるものとして人事管理上保有されているものであって、職員の退職理由や退職区分等のほか、住所、生年月日、退職金の額などが記載されている。当庁は、退職手当の算出に係る情報（勤続期間、給料月額、休職

の有無等)をはじめ、当該年度における退職者の情報を記録・管理するため、本件公文書を作成、保有している。また、当該年度における退職者数や退職手当総額等のデータ算出等のためにも本件公文書を用いており、国等からの照会があった場合には、本件公文書に基づき回答している。

(2) 条例第7条第1号該当性について

本件請求内容である職員の退職理由については、職員の公務遂行に関連しない、職員個人の私生活に関わる情報である。また、退職理由を公開することは、職員個人の家庭状況や健康状態等を推察させることにつながり得るものであり、それらの情報は、客観的にみて通常他人に知られたくないものであると認められる。

以上の理由から、本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 要旨

京都市の公文書非公開決定によって、私ども■■住宅に居住している120戸の住民が結果的にどのような深刻なリスクを受けるハメになるか。さらに京都市が危機管理室などを通じて意欲的に取り組んでいる花折断層地震の防災対策に対しても水をさし行政の一体性を欠くばかりか地震の事前情報の周知徹底が損なう事になればもし予測どおりこの巨大地震が発生すれば京都市はかつてない壊滅的な打撃を受けることが懸念されます。

(2) いきさつ

ア この■■住宅に住む、かつて京都市○○局**課担当課長の職にあった●●さんは、平成△年△月△日に開かれた■■住宅管理組合の第◎回通常総会の席上、管理組合の計画修繕委員長にえられました。そのとき●●さんは今年の秋から「外壁塗装改修工事」を実施したいので組合員全員がこれまでに積み立てた修繕積立金を¥8,400万円取り崩したいと議案の提出権のある当時の理事長を口説いて、議案書を提出させました。

イ これに対し、審査請求人たる小生は「外壁塗装改修工事」と云う日本語は文字表示上有り得ない。この意味不明の工事のために8,400万円も使うのはずさん過ぎるとして、「来年の春まで内容を良く検討し直す、とりあえず経続審議」を提案しました。

ウ しかし●●委員長は外壁塗装改修工事と云うのは住宅の外壁をぬりかえるだけでは

なく外壁の痛んだクラッカー等を改修する工事の事であり、かつて京都市でも入札の際にこのような表現を使っていたと云い組合員の圧倒的多数で可決しました。

エ いま■■■住宅の外壁がきれいになっても、この一帯は震度7が想定されており自慢の鉄筋コンクリート製の外壁が倒壊するか、それとも助かるか境目にあるようで、きれいな塗装よりも外壁の支柱による補強などが実は求められているのではないかと。

(3) 条例第7条第1号該当性について

ア 公文書非公開決定は、市職員のプライバシーにのみ気づき彼の仕事によって120世帯(■■■住宅管理組合)の財産と生命をそこなうおそれがあり一方的な判断である。

イ 京都市長の弁明書にある京都市情報公開条例に云う「退職管理」と云うのは例へば退職公務員が、かつての部下を利用することを防ぐなどが本旨であって、退職公務員のプライバシーを守ることを目的としていないのではないかと。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、退職した公務員の身分にかかわるものとして人事管理上保有されているものであって、職員の退職理由や退職区分等のほか、住所、生年月日、退職金の額などが記載されている。諮問庁は、退職手当の算出に係る情報(勤続期間、給料月額、休職の有無等)をはじめ、当該年度における退職者の情報を記録・管理するため、本件公文書を作成、保有しているものと認められる。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 諮問庁は、本件公文書に記載されている職員の退職理由については、職員の公務遂行に関連しない、職員個人の私生活に関わる情報であり、また、退職理由を公開することは、職員個人の家庭状況や健康状態等を推察させることにつながり得るものであるため、条例第7条第1号に該当すると主張するのでこの点について検討する。

本件公文書には、平成□□年度に退職した職員の氏名、住所、生年月日、退職金の額のほか、退職事由の記載欄があり、退職理由が記載されていることが認められる。職員の退職理由については、職員の公務遂行に関連しない、職員個人の私生活に関わる情報である。また、退職理由を公開することは、職員個人の家庭状況や健康状態等を推察させることにつながり得るものであり、当該情報は客観的にみて通常他人に知られたくないものであると認められるため、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

イ 審査請求人は、「公文書非公開決定は、市職員のプライバシーにのみ気づかい彼の仕事によって120世帯（■■住宅管理組合）の財産と生命を損なうおそれがあり一方的な判断である。」と主張する。

条例第7条第1号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の適用から除くことが定められている。

当該ただし書は、非公開により保護される個人の利益と公開により保護される利益とを比較考量して、後者が前者に優越するときに適用することとなるが、本件公文書に記載されている本件請求に係る職員の退職理由を公にすることが、120世帯（■■住宅管理組合）の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することに繋がることは想定しがたい。

したがって、条例第7条第1号ただし書には該当しないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年 9月 5日 諮問

10月 3日 諮問庁からの弁明書の提出

11月14日 審査請求人からの反論書の提出

12月26日 諮問庁の職員の理由説明（平成28年度第7回会議）

平成29年 1月30日 審議（平成28年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）